

市川市震災復興マニュアルの策定について

【資料】

- ・ 市川市震災復興マニュアルの策定について
..... 資料 1
- ・ 震災復興業務の流れ
..... 資料 2
- ・ 市川市震災復興マニュアル（抜粋）
..... 資料 3
- ・ 市民向けパンフレット

<注意>

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、
都市計画決定図書ではありません。

令和2年8月21日
都市計画課

市川市震災復興マニュアルの策定について

① 復興マニュアル策定の背景

- ・近年は、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など日本全国で震災が発生しており、千葉県でも 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率が 85%と、全国で最も高くなっている。
- ・平成 29 年、防災基本計画に「復興事前準備の実施」が位置づけられ、その後「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」が発表されるなど、国も地方自治体の復興事前準備を促進している。

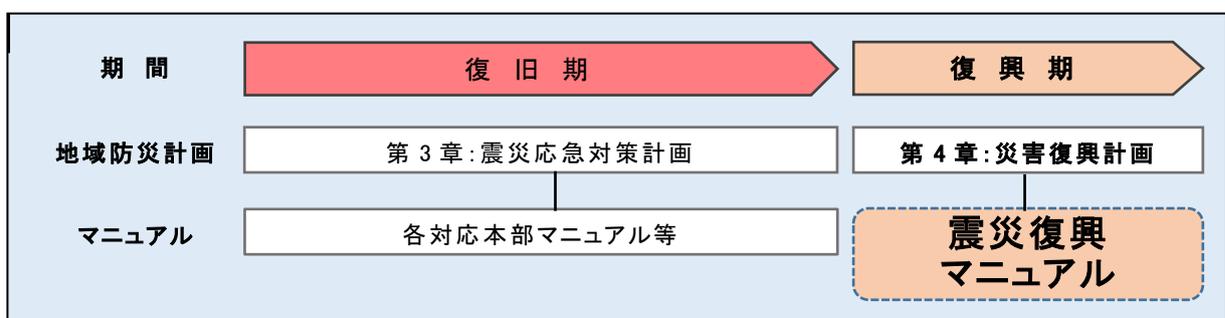
② 復興マニュアル策定の目的

- ・市職員がこのマニュアルに沿って行動することで、震災後、速やかに復興まちづくり事業を進めることを目的とする。

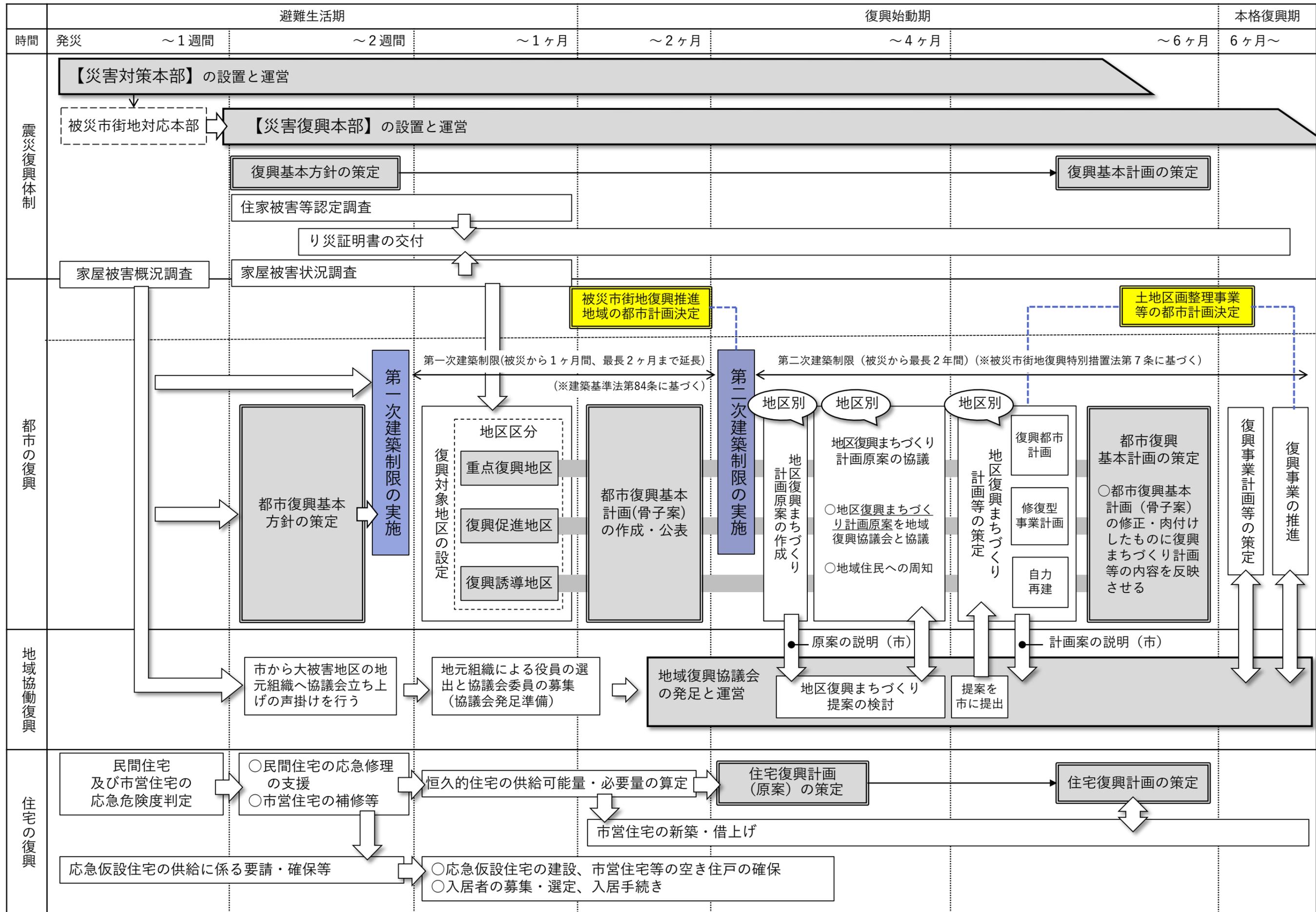
③ 復興マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、「市川市地域防災計画(震災編)」の第 4 章「災害復興計画」における、具体的な職員の行動マニュアルである。

本マニュアルの位置付け



震災復興業務の流れ



市川市 震災復興マニュアル

2020（令和2）年3月
市川市

目次

序章 震災復興マニュアル策定の目的

第1節 震災復興マニュアルの背景と目的等	序-1
1 市川市震災復興マニュアル策定の背景と目的	序-1
2 市川市震災復興マニュアルの位置づけ	序-1
第2節 震災復興の基本的な考え方	序-2
第3節 震災復興マニュアルの更新と習熟	序-3
市川市における震災復興業務の流れ	序-11

第1章 復興体制の構築

第1節 災害復興本部の設置	1-1
1 災害復興本部の設置	1-2
2 災害復興本部の運営	1-6
3 継続的な執行体制の確保	1-8
4 受援体制・広域連携体制の検討	1-10
第2節 被害状況及び復旧・復興状況の把握	1-13
1 家屋・住家の被害状況の把握	1-14
(1)家屋・住家の応急危険度判定	1-14
(2)家屋・住家の被害状況の把握	1-16
(3)被災宅地の危険度判定	1-18
2 公共施設等の被害状況把握等	1-20
3 住民の被害・被災後の生活状況の把握	1-24
4 まちの復旧・復興状況の把握	1-30
第3節 被災証明書の交付	1-33
1 被災証明書の交付	1-33
2 被災者台帳の作成	1-38
第4節 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-41
1 復興基本方針及び復興基本計画の策定	1-42
第5節 用地の確保・調整	1-47
1 用地の確保・調整	1-48
第6節 がれき等の処理	1-51
1 がれき等の処理	1-52
第7節 広報・相談体制	1-55
1 復興関係広報の実施	1-56
2 相談窓口の設置	1-58

第2章 都市の復興

第1節 都市復興基本方針の策定	2-1
1 家屋被害概況調査	2-2
2 都市復興基本方針	2-6

3	第一次建築制限	2-8
第2節	復興対象地区の設定	2-11
1	家屋被害状況調査	2-12
2	復興対象地区	2-18
第3節	都市復興基本計画の策定	2-27
1	都市復興基本計画(骨子案)	2-28
2	第二次建築制限	2-30
3	地区復興まちづくり計画等	2-32
4	都市復興基本計画	2-38
第4節	復興事業計画等の策定、復興事業の推進	2-41
1	復興事業	2-42

第3章 地域協働復興

第1節	地区復興まちづくり計画等の策定	3-1
1	地域復興協議会の発足	3-2
2	地区復興まちづくり計画原案等説明会	3-8
3	地区復興まちづくり提案の検討に係る支援	3-10
4	地区復興まちづくり計画等の策定	3-14
第2節	地域復興協議会の支援と運営	3-17
1	協議会事務所の開設	3-18
2	協議会の運営に係る支援	3-20
第3節	時限的市街地の形成と運営	3-23
1	時限的市街地用地の確保	3-24
2	時限的市街地の建設	3-28
3	時限的市街地の運営の支援	3-32
第4節	復興まちづくり事業の実施	3-35
1	復興まちづくり事業の実施	3-36
第5節	地域協働復興に向けての事前対策	3-39
1	地域協働復興の周知	3-40

第4章 住宅の復興

第1節	民間住宅と市営住宅の応急修理	4-1
1	民間住宅の応急修理	4-2
2	市営住宅の応急修理	4-6
第2節	応急的な住宅の整備	4-9
1	応急仮設住宅の供給に係る要請等	4-10
2	応急仮設住宅建設可能用地の確保等	4-12
3	応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の提供	4-14
4	市営住宅等の空き住戸の確保	4-16
5	入居者の募集・選定・入居手続	4-18
6	応急仮設住宅等入居者の支援	4-20
第3節	恒久的な住宅の整備	4-23
1	恒久的な住宅の供給可能量・供給量の算定	4-24

2	住宅復興計画の策定等.....	4 - 26
3	市営住宅の供給.....	4 - 28
4	被災者の円滑な入居.....	4 - 30
第4節	自力再建への支援.....	4 - 33
1	住宅再建への支援.....	4 - 34
2	情報提供・相談体制の整備.....	4 - 36

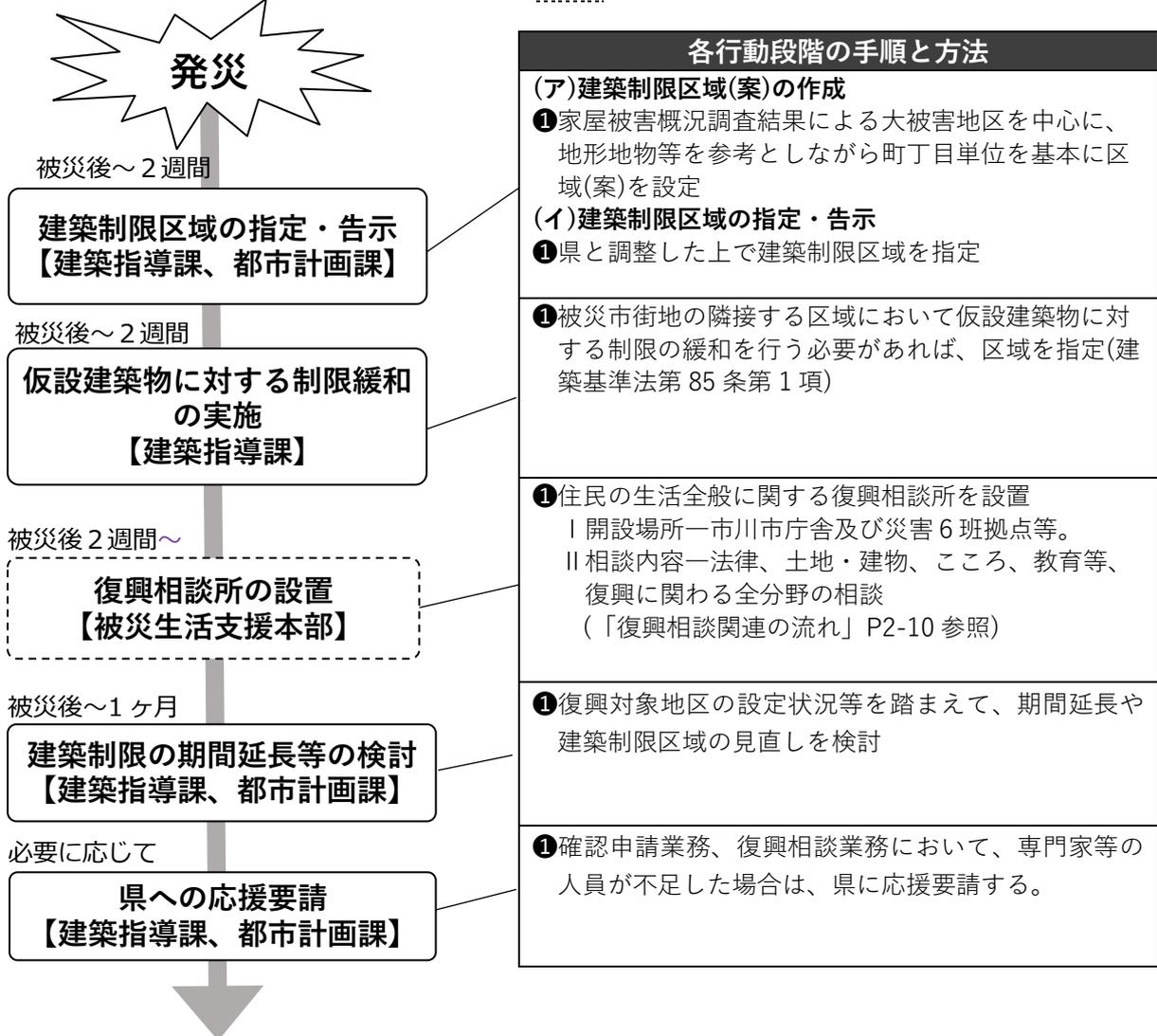
(巻末資料) 行動プロセス表 _____ 巻末 - 1

<h1 style="margin: 0;">都市</h1> <h2 style="margin: 0;">1 節 3</h2>	<h3 style="margin: 0;">第1節 都市復興基本方針の策定</h3>		
	<h2 style="margin: 0;">第一次建築制限</h2>		
主管課	建築指導課	関係部課	都市計画課、被災生活支援本部 (生活再建支援班、市民要望受付班、福祉班)

《行動のあらし》

- 第一次建築制限(建築基準法第 84 条)は、災害が発生した日から 1 ヶ月に限り(更に 1 ヶ月間の延長が可能)、区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。
- 建築制限区域は、家屋被害概況調査による大被害地区(おおむね 80%以上の家屋の焼失・倒壊が確認された地区)を基本とするが、復興事業を見通して合理的な区域を指定する。
- 同時に、住民の理解と協力が得られるよう、復興相談所においてきめ細やかな相談・支援及び適切な情報提供を行う。
- 建築制限について事前に住民に周知し、理解と認識を深めてもらう。

《行動の手順》(【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。)





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築制限内容の文案を作成する。 ◆ 復興対策基本図1(現況特性図)及び復興対策基本図2(現行計画図)を作成し、随時見直しを行う。(「復興対策基本図1」P2-22、「復興対策基本図2」P2-23参照)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第一次建築制限は、復興まちづくりに取り組む意思表示でもあるので、関連の部局と協議を行う。 ◆ 建築制限の広報にあたって、制限内容を正確に伝える(全面禁止と受け取られないよう)よう配慮する。 ◆ 区域の設定に関しては、地域の一体性や被災前に進行していた事業の有無等を踏まえ、土地区画整理事業のため必要と判断できるところでは、中被害地区等においても第一次建築制限区域とするかどうかを検討する。 ◆ 復興相談所の開設場所は、建築制限に係る情報提供、建築相談等のため、建築制限区域内又はその周辺区域に別途設置も検討する。
検討課題	

この頁に必要な物品

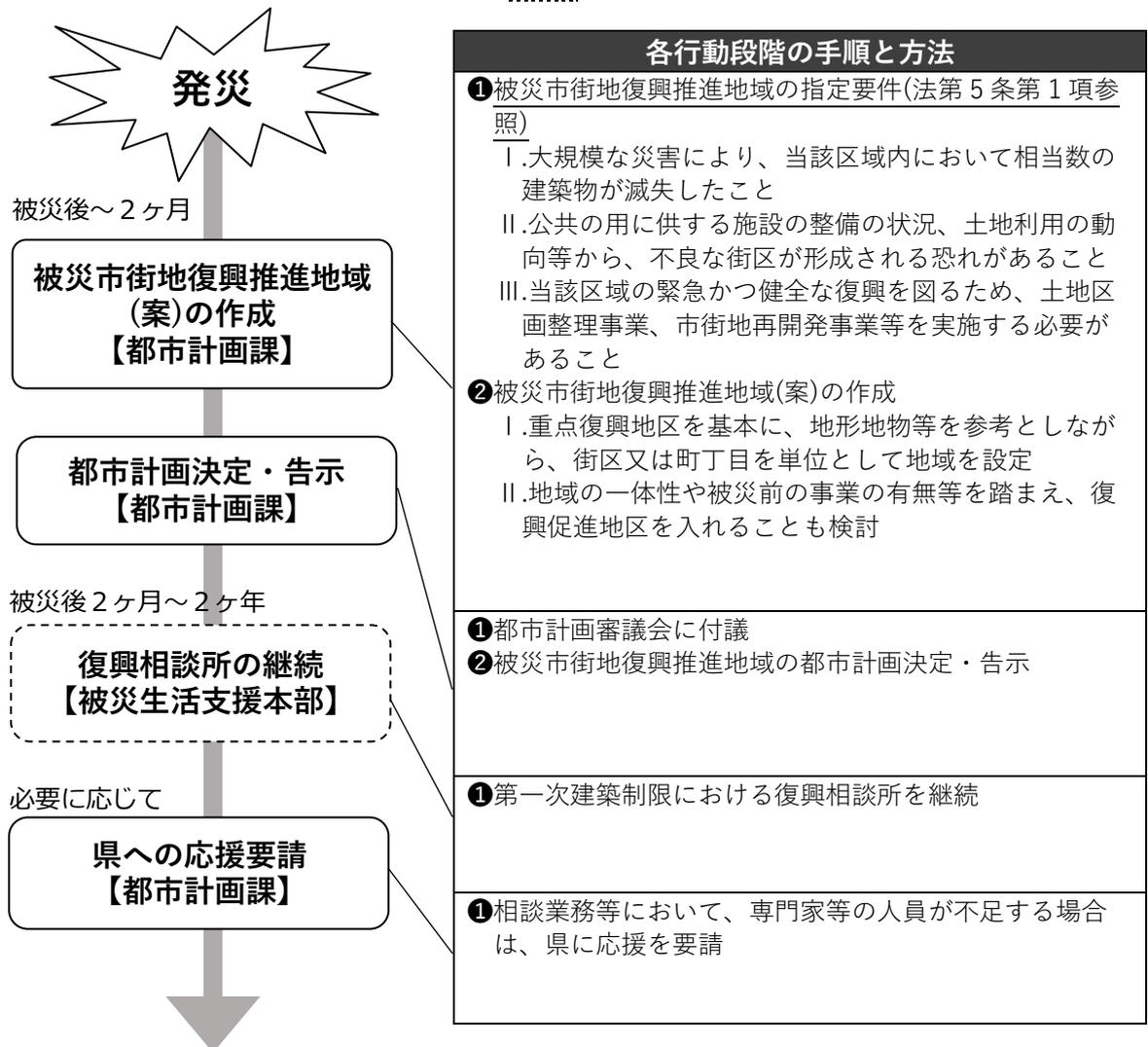
- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 家屋被害台帳(電子データ) | <input type="checkbox"/> 復興対策基本図2(現行計画図) |
| <input type="checkbox"/> 都市計画図 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 住宅地図 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> 復興対策基本図1(現況特性図) | <input type="checkbox"/> |

<h1 style="margin: 0;">都市</h1> <h2 style="margin: 0;">3 節 2</h2>	第3節 都市復興基本計画の策定		
	<h3 style="margin: 0;">第二次建築制限</h3>		
主管課	都市計画課	関係部課	街づくり推進課、建築指導課 被災生活支援本部

《行動のあらまし》

- 第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、さらに検討を要する区域については、被災市街地復興推進地域(被災市街地復興特別措置法第5条)に指定することにより、災害が発生した日から2年以内に限り建築制限を行う。(第二次建築制限)
- 建築制限区域は、重点復興地区を基本に、不良な街区形成のおそれがあり、事業等の導入が必要な区域を指定する。

《行動の手順》（【 】内は実施責任担当課。点線枠は災害対策本部の仕事。）





事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築制限の進め方について事前に住民に周知し、理解と認識を深めてもらう。 ◆ 建築制限内容の文案を作成しておく。 ◆ 広報等の方法、文案を作成しておく。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第二次建築制限の内容について、千葉県と調整する。 ◆ 第二次建築制限は、復興まちづくりに引き続き取り組むためであるので、事業関連の部局と協議を行う。 ◆ 建築制限の方法は、土地区画整理事業等か被災市街地復興推進地域(第二次建築制限)か、どちらの都市計画決定を行うか判断すること。
検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 建築制限区域の作成にあたって、都市計画審議会や、それにかわる審議の場を検討しておく。

この頁に必要な物品

- 都市計画マスタープラン
- 復興対策基本図 1・2・3
- 復興対象地区区分図
- 都市復興基本方針
- 都市復興基本計画(骨子案)